

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成17年10月27日
【事業年度】	第52期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）
【会社名】	互応化学工業株式会社
【英訳名】	GOO CHEMICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池上 幸一
【本店の所在の場所】	京都府宇治市伊勢田町井尻58番地
【電話番号】	(0774)46-7777(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 西川 憲一
【最寄りの連絡場所】	京都府宇治市伊勢田町井尻58番地
【電話番号】	(0774)46-7777(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 西川 憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年6月29日に提出いたしました第52期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

当社の監視機構は、取締役会、監査役会、監査室、会計監査人、顧問税理士、弁護士、であります。

取締役会

取締役会は業務の意思決定、業務執行だけでなく、自ら取締役による職務執行に対する監督を行い、業務を適法にかつ定款と経営方針に従い執行しているか、等の監視機能の双方を果たしております。

取締役会の開催は、毎月の定例取締役会だけでなく、緊急を要する案件があれば機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会においては活発な議論が交され、合議制により迅速な意思決定がなされております。取締役会は、社内取締役4名の取締役で構成されております。

しかし、さらなる監視機能強化のためには、現在の取締役会役員がすべて社内取締役のため、取締役における「意思決定・監督」と「業務執行」の分離や社外取締役制度の導入等も検討しております。

社外取締役を選任するためには適切な人材が必要となり、形式的な社外取締役制度の導入は、有効な経営監視機能を発揮しないケースが多く見受けられるため、引き続き人材発掘に努力する所存であります。

当事業年度に取締役へ支給した報酬は67百万円であります。

監査役会

監査役3名(うち社外監査役1名)で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通し、取締役の職務遂行の監査を行っており、また必要により意見を述べております。監査役会は、毎月1回と必要に応じ開催し会計監査人からも適宜会計監査の報告を受けております。

当事業年度に監査役へ支給した報酬は8百万円であります。

監査室

社長直轄の独立した監査室が、各部門の業務遂行状況についての監査を行い、各組織が内部規程、法令の遵守や、リスク予防に努め、その状況を定期的に検証する等、体系的仕組みを整備しております。

会計監査人

第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、監査結果の報告を必要の都度受け、意見交換、改善の提言を受けております。又、会計監査人は監査役会に対し監査結果を報告するとともに情報交換を行っております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数は以下の通りであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	神本満男氏	新日本監査法人	14年
	野田弘一氏		14年

(注) 同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しております。同監査法人が策定した交替計画に基づき、神本満男氏は平成17年3月期会計期間をもって交替し、野田弘一氏は最長、平成19年3月期会計期間を期限として交替する予定となっております。

また、監査補助者の構成は以下の通りであります。

公認会計士 9名 会計士補 11名 その他 1名

当社の新日本監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は15百万円であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

顧問税理士、弁護士

それぞれ顧問契約を行い、必要に応じアドバイスを受けております。

(訂正後)

当社の監視機構は、取締役会、監査役会、監査室、会計監査人、顧問税理士、弁護士、であります。

取締役会

取締役会は業務の意思決定、業務執行だけでなく、自ら取締役による職務執行に対する監督を行い、業務を適法にかつ定款と経営方針に従い執行しているか、等の監視機能の双方を果たしております。

取締役会の開催は、毎月の定例取締役会だけでなく、緊急を要する案件があれば機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会においては活発な議論が交され、合議制により迅速な意思決定がなされております。取締役会は、社内取締役4名の取締役で構成されております。

しかし、さらなる監視機能強化のためには、現在の取締役会役員がすべて社内取締役のため、取締役に於ける「意思決定・監督」と「業務執行」の分離や社外取締役制度の導入等も検討しております。

社外取締役を選任するためには適切な人材が必要となり、形式的な社外取締役制度の導入は、有効な経営監視機能を発揮しないケースが多く見受けられるため、引き続き人材発掘に努力する所存であります。

当事業年度に取締役へ支給した報酬は67百万円であります。

監査役会

監査役3名(うち社外監査役1名)で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っており、また必要により意見を述べております。監査役会は、毎月1回と必要に応じ開催し会計監査人からも適宜会計監査の報告を受けております。なお、社外監査役と当社との利害関係はありません。

当事業年度に監査役へ支給した報酬は8百万円であります。

監査室

社長直轄の独立した監査室(1名)が、各部門の業務遂行状況についての監査を行い、各組織が内部規程、法令の遵守や、リスク予防に努め、その状況を定期的に検証する等、体系的仕組みを整備しております。

会計監査人

第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、監査結果の報告を必要の都度受け、意見交換、改善の提言を受けております。又、会計監査人は監査役会に対し監査結果を報告するとともに情報交換を行っております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数は以下の通りであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	神本満男氏	新日本監査法人	14年
	野田弘一氏		14年

(注) 同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しております。同監査法人が策定した交替計画に基づき、神本満男氏は平成17年3月期会計期間をもって交替し、野田弘一氏は最長、平成19年3月期会計期間を期限として交替する予定となっております。

また、監査補助者の構成は以下の通りであります。

公認会計士 9名 会計士補 11名 その他 1名

当社の新日本監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は15百万円であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

顧問税理士、弁護士

それぞれ顧問契約を行い、必要に応じアドバイスを受けております。